

インフルエンザによる出席停止期間について

新座市立第五中学校

インフルエンザは、インフルエンザウイルスにより起こるウイルス性呼吸器感染症です。流行の規模は一定ではありませんが、毎年冬季に流行がみられ、学級閉鎖の原因や、施設内（学校など）流行の原因にもなっています。

インフルエンザに感染した場合、学校保健安全法第19条に基づき、出席停止の扱いとなります。

平成24年度より出席停止基準が変更され、インフルエンザの場合は「**発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで**」と変更されました。

これにより、「発症した後5日を経過」かつ「解熱した後2日を経過」の両方を満たす期間、登校する事ができません。どんなに早く熱が下がったとしても、最低、発症した後5日は出席停止となります。熱が下がった日によって、出席停止期間が延長していきます。（下表のD、E参照）

病院受診時に、医師に発症日の相談・確認を必ずしていただき、医師の診断に基づき「登校届（保護者記入）」に必要事項をご記入の上、お子さまの出席停止明け登校時に提出をお願いいたします。

処方された薬によっては、解熱が早い場合がありますが、ウイルスはまだ感染者の体内にあり、自己判断で登校した場合、学校での感染、流行が懸念されますので、必ず医師の判断、指示に従ってください。

【インフルエンザによる出席停止期間早見表】

		発症日	発症後							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
A	発症後1日目に 解熱した場合 (最低基準)	発熱	解熱	解熱後 一日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
B	発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 一日目	解熱後 2日目	発症後 5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
C	発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 一日目	解熱後 2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
D	発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 一日目	解熱後 2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
E	発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

☆その後は解熱した日より、出席停止が順次延長されます。